

試行実施

**富士見市朝のこどもの居場所づくり事業
利用案内**

令和8年度6月

富士見市

子ども未来部保育課

目次

1	富士見市朝のこどもの居場所づくり事業とは	1
2	試行実施内容	1
3	児童の過ごし方について	2
4	利用開始までの流れ	2
5	申請方法	3
6	利用日当日の流れ	4
7	案内図	4
8	利用を辞める場合	8
9	留意事項	9
10	Q&A	9

1 富士見市朝のこどもの居場所づくり事業とは

朝のこどもの居場所づくり事業とは、保護者が朝早く自宅を出る家庭のために、平日の朝の時間帯において、学校敷地内にある施設を利用して、児童が安全にそして安心して過ごすことができる場所を提供することで、保護者の就業と子育ての両立を支援する事業です。なお、令和8年度（実施期間内）は試行実施となります。

2 試行実施内容

(1) 実施校及び実施場所

No.	実施校	実施場所	開始月
1	富士見市立水谷小学校	水谷第4放課後児童クラブ	4月～
2	富士見市立諏訪小学校	諏訪第3放課後児童クラブ	〃
3	富士見市立ふじみ野小学校	ふじみ野第2放課後児童クラブ	〃
4	富士見市立つるせ台小学校	つるせ台第1放課後児童クラブ	〃
5	富士見市立鶴瀬小学校	鶴瀬第1放課後児童クラブ	7月～
6	富士見市立南畑小学校	南畑第1放課後児童クラブ	〃
7	富士見市立関沢小学校	関沢第1放課後児童クラブ	〃
8	富士見市立みずほ台小学校	みずほ台第2放課後児童クラブ	〃

(2) 対象児童

対象児童は、(1)に記載の実施校に在籍する小学1年生・2年生（当該児童と同じ小学校に在籍する小学3年生以上の兄・姉がいる者を除く。）です。

ただし、長期休業期間中は、当該児童のうち、放課後児童クラブの利用児童のみが対象となります。

(3) 利用定員 各実施場所につき30名

(4) 実施期間

①上記実施校及び実施場所の表のNo. 1～4

⇒令和8年度の入学式・始業式の翌日から令和9年3月31日（水）まで

②上記実施校及び実施場所の表のNo. 5～8

⇒令和8年7月21日（火）から令和9年3月31日（水）まで

※見守り員の人員確保の関係により、事業開始日が変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

(5) 実施日時 平日（月曜日から金曜日まで）の午前7時から午前8時まで

※土日、祝日等は実施しません。

(6) 利用料金 無料（試行期間のため）

※別途、保険料（800円／年）がかかります。

3 児童の過ごし方について

利用児童は、実施場所で読書や自習など、室内で静かに過ごしていただきます。

※実施場所で食事はできません。ただし、学校で許可されている飲料での水分補給（水筒持参）はできます。

※保育ではないため、見守り員による、学習支援等はいりません。

※ボール遊びやおいかけっこなどの運動は禁止です。

4 利用開始までの流れ

①申請書の提出 (保護者)	利用申請書を市（保育課）に提出してください。 ※申請方法：持参、郵送、電子申請 ※提出期限：利用月の前月20日 ※7月21日から追加で実施する学校（No. 5～8）の 7月利用の申請書の提出期限は、7月13日（月）ま でとなります。
	
②利用決定・保留・却下 の通知	市から申請者に利用決定・保留・却下の通知をします。 ※通知方法：郵送（利用開始日までの期間により窓口） ※利用決定の場合は、保険料の納付書及び利用登録証を 同封
	
③保険料の納付 (保護者)	保護者は、納付書により保険料（800円）をお支払いく ださい。 ※市に領収書の提示が必要な場合があるので、利用登録 証を受領するまで、領収書は捨てないでください。
	
④通学班への連絡 (保護者)	通学班の今後の利用について、関係者（通学班の班長 等）と連絡調整をしてください。
	
⑤利用開始 (保護者)	利用登録証を持参の上、実施場所まで児童を連れて行き、 見守り員に引き渡しをしてください。 ※利用登録証の提示をお願いします。

※保険料の納付が確認できない場合、利用を停止する場合がありますので、納付漏れがないようご注意ください。

5 申請方法

申請書を市（保育課）に提出してください。

(1) 提出方法

①持参での提出

【提出場所】

富士見市役所 1 階保育課窓口まで

所在地：富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

②郵送での提出

【送付先】

〒354-8511

富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

富士見市子ども未来部保育課放課後児童係 宛

③電子申請・届出サービスでの提出

右記の二次元バーコードから、「埼玉県市町村電子申請・届出サービス」をクリックし、オンライン申請手続きから「朝のこどもの居場所づくり事業利用申請」を選択し、申請してください。



(2) 提出期限

利用月の前月の 20 日まで

※7月21日から追加で実施する学校（No. 5～8）の7月利用の申請書の提出期限は、7月13日（月）までとなります。

(3) 申請書及び利用案内の配架場所

富士見市役所 1 階保育課に配架しています。

富士見市ホームページからダウンロードもできます。



(4) 申請した事項に変更があった場合

次に掲げる事項の変更があった場合は、市（保育課）に変更届を提出してください。

- ・住所
- ・連絡先
- ・長期休業中の利用
- ・その他申請した事項についての重要な事項

※提出方法については、申請書と同じ方法となります。

6 利用日当日の流れ

時間帯・概要	内 容
事前準備	利用日の通学班の利用について、班長等へ連絡調整を行う。



実施場所に来るまで	・朝食を取り、本事業利用のための出発準備をする。 ・保護者が児童に付き添い、実施場所まで登校する。
-----------	--



7時～7時半 児童の預かり	保護者は実施場所にいる見守り員に利用登録証を提示し、児童の引き渡しを行う。 ※児童の引き渡しは7時半までに行ってください。なお、7時前の預かりはできません。
---------------	--



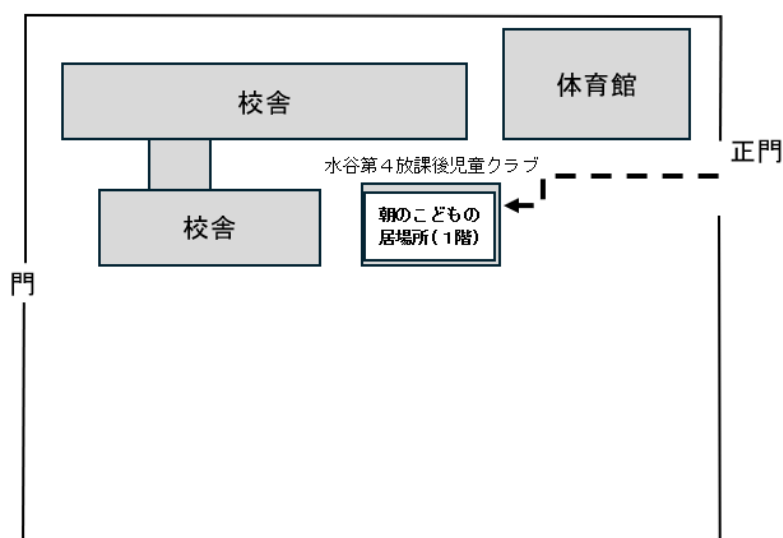
7時～8時 児童の見守り	児童は放課後児童クラブ内で読書や自習などをして静かに過ごす。
--------------	--------------------------------



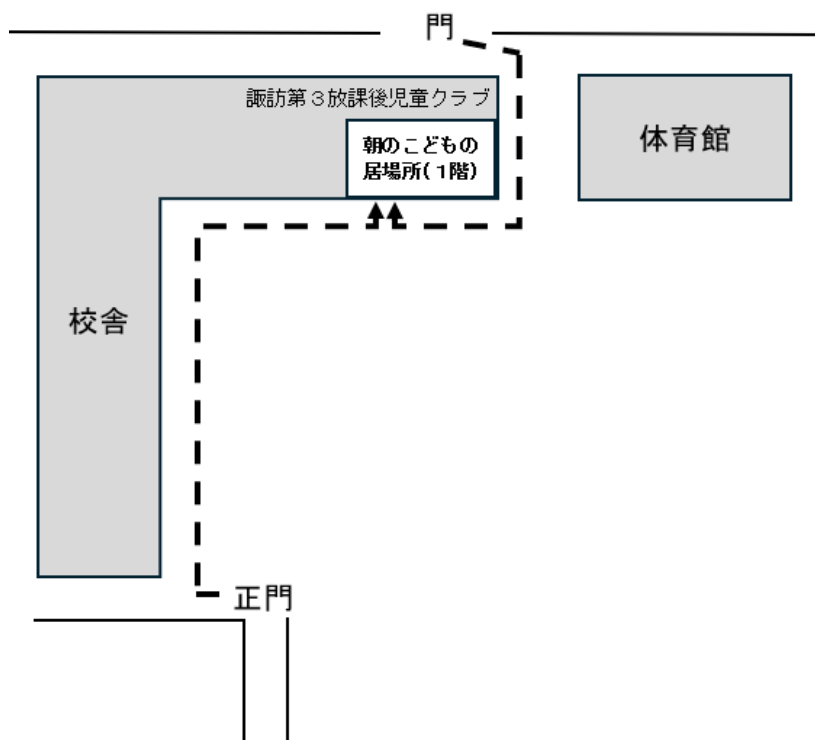
8時 児童の送り出し	見守り員が、昇降口まで児童の送り出しを行います。（長期休業期間中は、入室している放課後児童クラブに引き渡します。）
------------	--

7 案内図

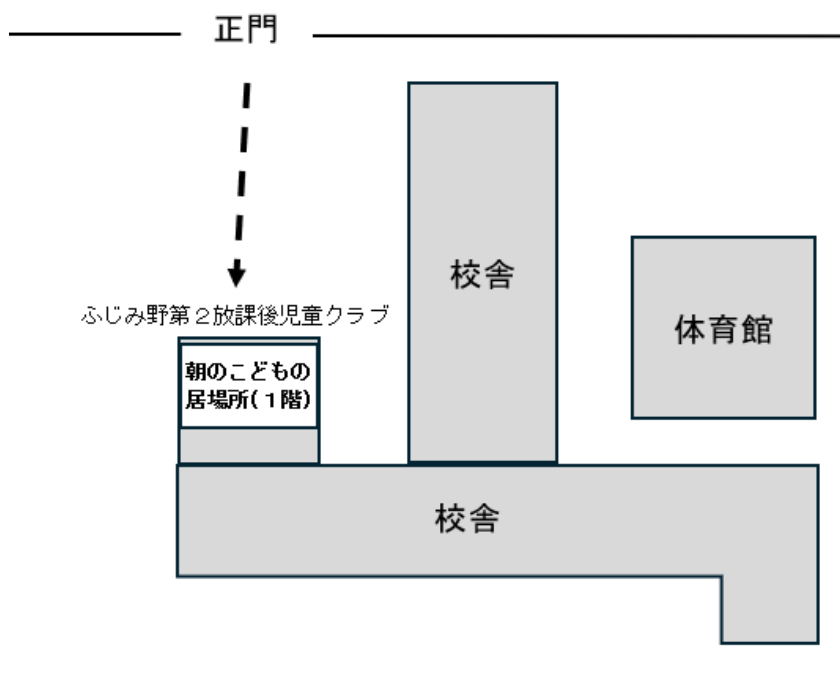
○水谷小学校



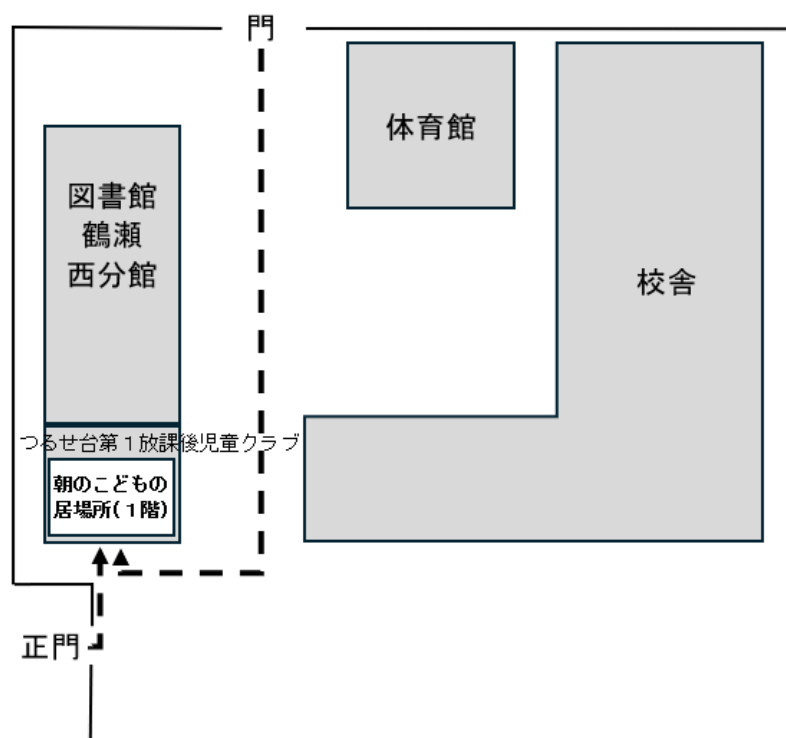
○諏訪小学校



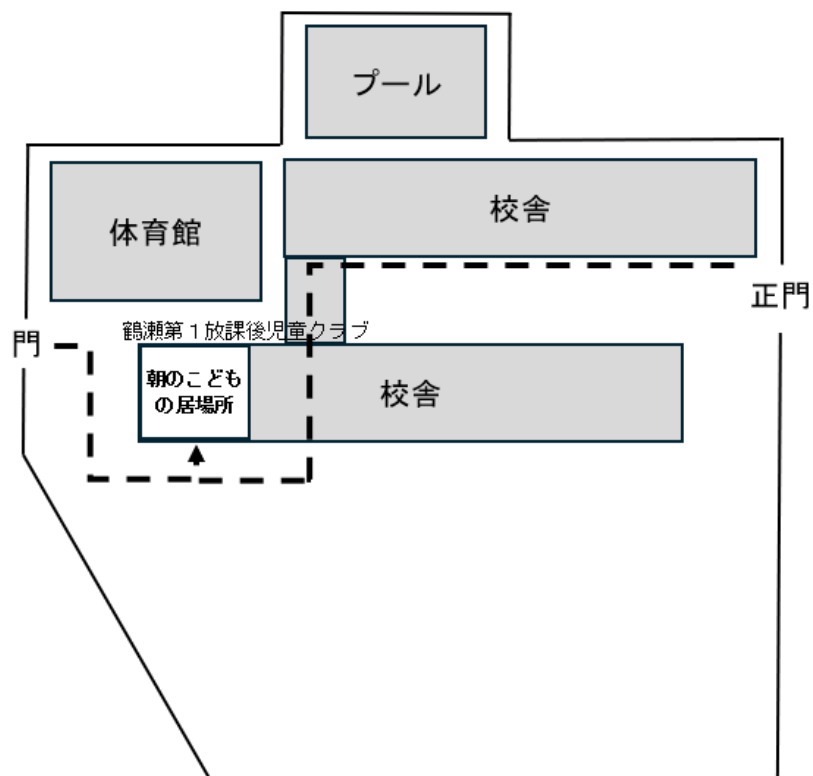
○ふじみ野小学校



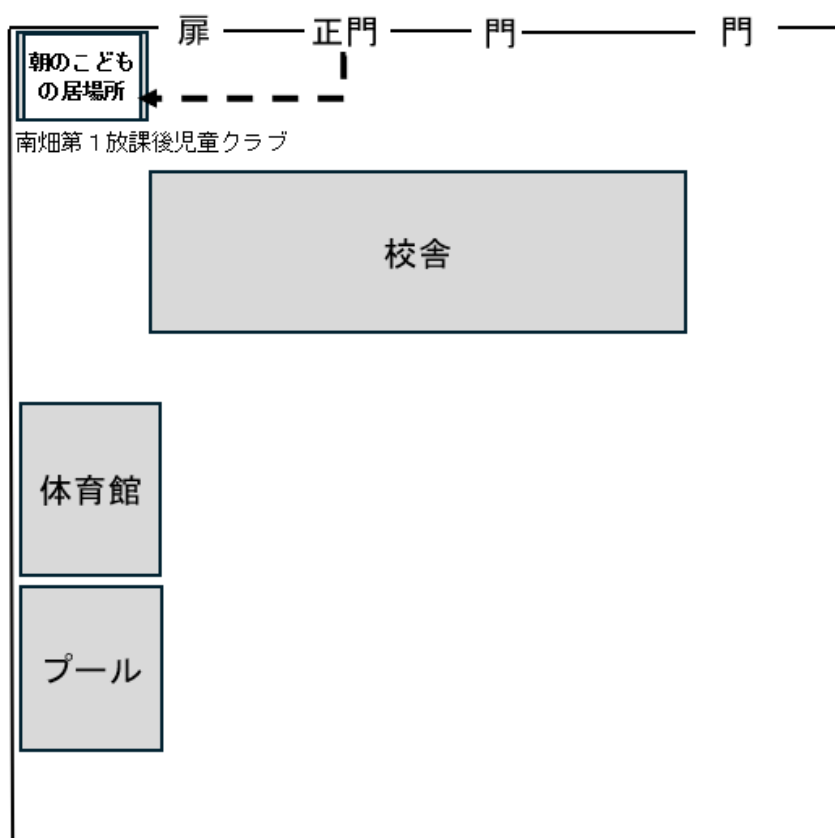
○つるせ台小学校



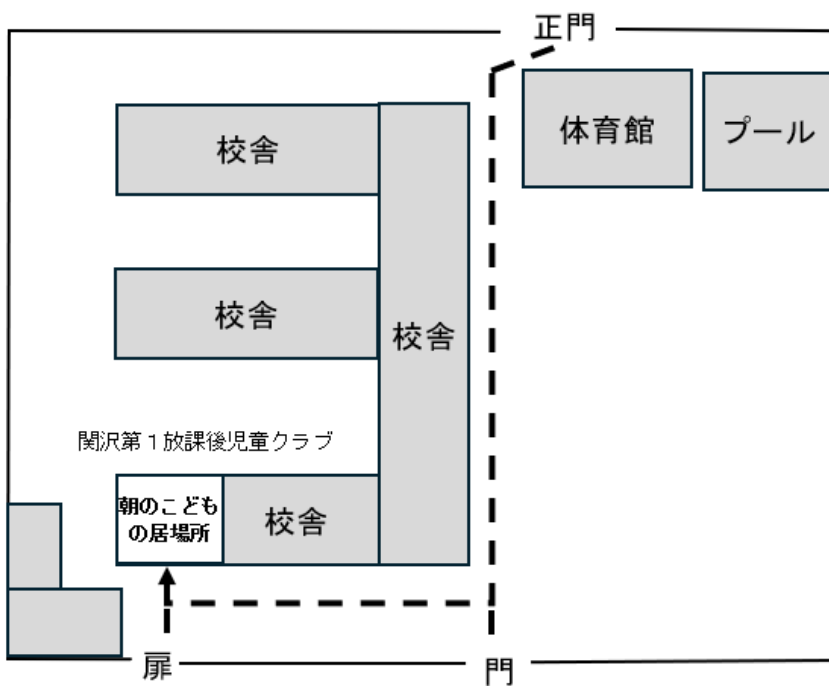
○鶴瀬小学校



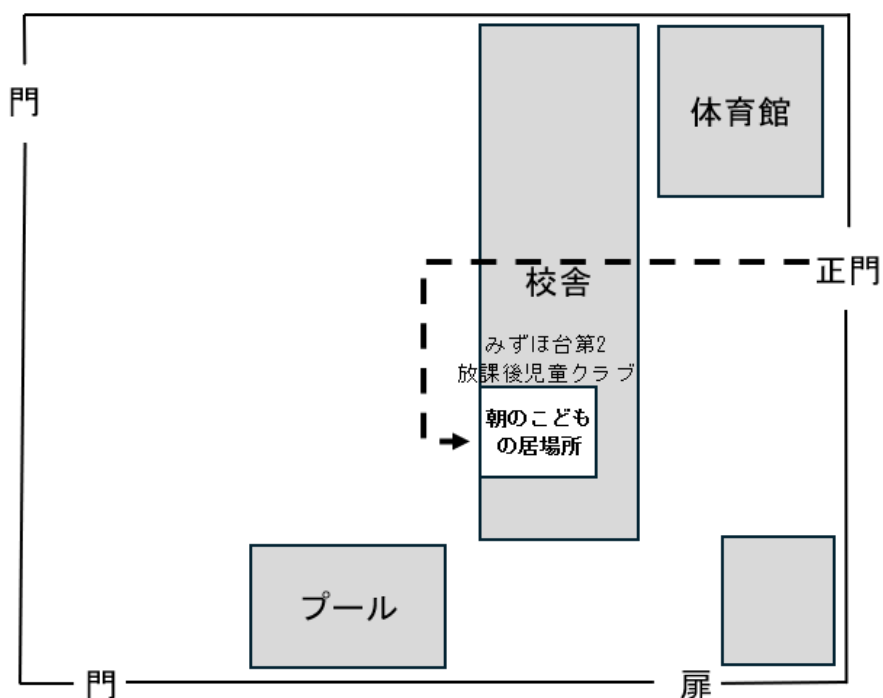
○南畑小学校



○関沢小学校



○みずほ台小学校



8 利用を辞める場合

年度の途中で利用を辞める場合は、市（保育課）に辞退届の提出及び利用登録証の返還をしてください。

※利用登録証を返還するため、本事業を利用しなくなってから（事後）の提出となります。

(1) 提出・返還方法

①市役所に来庁する場合

【場所】

富士見市役所 1 階保育課窓口を持参してください。

所在地：富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

②郵送する場合

【送付先】

〒354-8511

富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

富士見市子ども未来部保育課放課後児童係 宛 に送付してください。

※電子申請での手続きはできませんのでご注意ください。

9 留意事項

以下の内容については、必ずご一読し、内容に同意した上でご利用ください。

- (1) 本事業は、見守り員による児童の見守りを行うものであり、児童への教育又は保育を行うものではありません。
- (2) 通学班に支障がでないよう、通学班への連絡調整は、保護者の責任において必ず行ってください。
- (3) 保護者の方が児童に付き添い、実施場所の見守り員へ児童を引き渡してください。
- (4) 駐車場はありませんので、車での送りはご遠慮ください。
- (5) 体調の悪い日の利用は、お控えください。
- (6) 実施場所での食事はできません。
- (7) 長期休業期間中は、放課後児童クラブの利用者に限り、利用ができます。
- (8) 児童がケガをした場合は、ケガの状況によりお迎え又は医療機関への受診をお願いすることがあります。この場合において、緊急を要する場合は救急要請を行います。
- (9) ケガ等の緊急時は、医療機関等と情報を共有させていただくことがあります。
- (10) 児童が故意に施設、備品等を破損・汚損した場合は、保護者の方に相応の弁償又は同等物の補償をしていただきます。
- (11) 利用中は、読書、お絵描き、自習などをして静かに過ごしてください。
- (12) 利用児童又は保護者が見守り員の指示に従わない、ルールが守れない、迷惑行為等があった場合は、利用を控えていただく、又は利用を制限する場合があります。
- (13) 利用児童に関する情報を学校と共有させていただきます。
- (14) 放課後児童クラブに在籍する児童の場合は、利用児童に関する情報を放課後児童クラブの運営法人と共有させていただきます。

10 Q&A

Q 1 見守り員は何人いるのですか

A 1 利用人数にもよりますが、2人以上の見守り員を配置します。

Q 2 見守り員は何か資格を持っているのですか

A 2 見守り員について、資格を要件とはしておりません。

Q 3 利用しない日については、連絡する必要がありますか

A 3 連絡の必要はありません。ただし、通学班で登校する場合は、通学班の保護者へ必ず連絡を入れてください。

Q 4 利用登録証を紛失してしまったのですが、どうしたらいいですか

A 4 再発行いたしますので、保育課にご連絡のうえ、保育課窓口までお越しください。

Q 5 通学班への連絡調整はしないとだめでしょうか

A 5 通学班での登校に影響がでるため、必ず連絡調整はしてください。

Q 6 学級（学年）閉鎖になったときも、利用できますか

A 6 利用できません。

Q 7 天候不良などで学校が休校又は始業時間が遅れる場合も利用できますか

A 7 利用できません。

Q 8 遊び道具などを持ち込むことはできますか

A 8 学校に持ち込みができるもののみ持ち込みは可能です。

Q 9 支援級に通っている又は通う予定があるが、利用はできますか

A 9 本事業は保育とは異なり、居場所を提供するものであるため、特定の児童に対する見守り員を配置する等の対応はできません。本事業の趣旨・体制等を踏まえ、利用についてご判断いただくようお願いします。

Q10 児童の登校に、車の利用はできますか

A10 学校職員の通勤時間帯と重なることや、学校周辺はスクールゾーンとなるため、子ども達の安全を第一に、徒歩または自転車での送りをお願いします。

Q11 全小学校で実施はしないのですか

A11 令和7年度の12月に実施したニーズ調査により、全小学校で利用希望がありましたので、全小学校での利用ができるよう、調整をしております。

Q12 3年生以上の児童も利用できますか

A12 今回の試行実施では3年生以上の児童の利用は想定しておりません。

早い時間帯に出勤となるご家庭より、主に低学年（1・2年生）の見守りを要望するご意見等を踏まえ、制度設計いたしております。

Q13 登校後に、忘れ物に気づいた場合、自宅に取りに戻っても大丈夫ですか

A13 通学途上の安全確保等の観点から、登校から授業開始までの間に、自宅に戻ることとはできません。

Q14 朝食を持参してもよいですか

A14 衛生面をはじめ、食物アレルギーや事故防止等の観点から、朝食の持参はご遠慮ください。

Q15 個人用のロッカーはありますか

A15 個人用のロッカーはありませんので、児童の自己管理ができるよう、万一の紛失に備え、所持品の記名をお願いします。

Q16 本事業を利用中に、ケガや急病が発生した場合はどうなりますか

A16 ケガや急病の状況によりお迎え又は医療機関への受診をお願いすることがあります。この場合において、緊急を要する場合は救急要請を行います。

Q17 朝のこどもの居場所づくり事業に関する問い合わせ先は各小学校ですか

A17 本事業に関する問い合わせは、富士見市役所・保育課になります。

Q18 昨年度利用していましたが、今年度も利用したい場合は、申請が必要ですか

A18 必要です。申請に基づき市が利用決定を行い、その後保険料（800 円）の納付が確認できましたら、市から保護者に新しい利用登録証の交付を行いますので、必ず申請をしてください。

【問合せ先】

◆富士見市役所 子ども未来部 保育課 放課後児童係

住所：〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

電話：049-252-7136（直通）

市役所 HP

